

大分県警察における外国人集住地域総合対策の推進について

〔平成21年4月3日〕
大通達甲（刑）第2号ほか
本部長から各所属長あて

（概要）

この通達は、各外国人集住地域の実態を踏まえ、関係行政機関、住民団体、企業等と協調しつつ、各種警察活動を的確に行い、外国人集住地域への犯罪組織等による浸透の防止及び定住外国人に係る現在又は将来における犯罪誘因の除去を図るため、必要な事項を定めたものである。